

こんな手口に気をつけて

●詐欺的投資トラブル



●お試し購入



●セキュリティサポート



- インターネット通販で「初回」「お試し」「定期縛りなし」などと書いてあっても、定期購入の可能性があります。**支払い総額は?数量は?解約や返品は可能?**など、注文前に最終確認画面をよく確認しましょう！
- 広告や最終確認画面はスクリーンショット(画面撮影)で保存しておきましょう！
- テレビショッピングの電話注文でも購入条件や支払総額を確認しましょう。



- 実際には異常がないのに、**偽の警告**を表示させ、電話をかけさせる手口です。決して**電話をかけないでください!**
- 落ち着いてプラウザ(偽の警告画面)を閉じましょう。
- 電子マネーの番号を教えることは、相手にお金を渡すのと同じことです。
- 「警告が消えない」「遠隔操作され不安」などの場合は、IPA情報セキュリティ安心相談窓口へご相談ください。

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/>
tel.03-5978-7509



消費者ホットライン

「188」って何のこと?

アナウンスに従って自宅の郵便番号を入力すると、最寄りの消費生活相談窓口につながる全国共通の電話番号です。

消費生活センターでは、トラブル解決のための助言を行うだけでなく、事業者との交渉のお手伝い(あっせん)や、より適切な窓口の紹介も行います。おかしいと思ったら、早めに相談しましょう。

消費者

消費者
ホットライン
188

消費生活
センター

相談は、相談者自身の被害回復に役立つだけでなく、消費者向け注意情報への活用、事業者の指導・処分、法整備などを通じて、ほかの方への被害拡大を防ぐためにも役立ちます。



兵庫県立消費生活総合センター

ホームページ

<https://www.seiken.server-shared.com/>

兵庫県立消費生活総合センター

検索



●点検商法

●訪問購入



- 突然訪れ点検を勧めてくる事業者には、**安いに点検させないように**しましょう。
- 「今だけ値引きする」など言葉巧みに契約をせかす悪質な手口には注意しましょう。
- 契約する場合は複数社から見積もりを取り、周りの人にも相談して、工事内容や料金を十分に検討しましょう！(見積もりは有料の場合もあるので事前に確認を！)
- 普段から**住宅メーカー**や**施工業者**等に緊急時の対応について相談しておくと安心です。



- 不用品を何でも買い取ると勧誘しながら、それらには目もくれず、貴金属を見せるよう強引に迫る悪質な事業者に注意！**きっぱり断り、売りたくないものは絶対見せない**ことです。なお、依頼をしていないのに、突然家に来て買い取りをすることは法律で禁止されています。
- 買い取りに了承した場合でも、契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフできますので、あきらめずに消費生活センターにご相談ください。